

みんなで祝おう！私たちがつくる 40 周年記念事業募集要項

1 補助金の目的

栄区は、令和8年11月3日に誕生から40周年を迎えます。

区民の皆様と40周年を祝い、一緒に盛り上げ、喜びの輪を広げていくため、区民の皆様が主役となり、新たに企画・実施する事業を「みんなで祝おう！私たちがつくる40周年記念事業」として募集します。審査委員会で選定された事業に対し、補助金を交付します。

2 補助対象事業

次の(1)～(4)すべてを満たすものを補助対象とします。

- (1) 区制40周年を盛り上げるため、区民が主役となり新たに企画・実施する事業
- (2) 令和8年4月1日から令和8年12月31日までに実施する事業
- (3) 団体自らが企画・運営をし、実施する事業
- (4) 本市（区）の他の制度による補助または助成等を受けていない事業

※次の(1)～(5)のいずれかに該当する事業は、補助対象としません。

- (1) 政治的又は宗教的な宣伝や勧誘等を目的とする事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 特定の個人や団体が利益を受ける事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) その他、栄区制40周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」）が不適切と認めた事業

3 補助対象団体

次の(1)～(2)すべてを満たすものを補助対象とします。

- (1) 区民を中心に構成された団体又は区を中心に活動する団体であること。
- (2) 団体の構成員の名簿を有すること

※次の(1)～(4)のいずれかに該当する事業は、補助対象としません。

- (1) 団体の構成員が3人に満たない団体
- (2) 未成年（18才未満）のみで構成されている団体
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする団体
- (4) 暴力団等反社会的勢力に関与している団体

4 補助金額・補助率

補助対象経費のうち 10 万円を上限として審査委員会で補助額を決定し、予算の範囲内で交付します。千円未満の端数は切り捨てます。

補助率は 10/10 です。

5 補助対象経費

事業に要する経費のうち、次に掲げる経費を補助します。

なお、事業実施にあたり、区役所の会議室等の貸し出しはできかねますので、会議室や会場の使用料については、必要経費として計上してください。

項目	主なもの
報償費	イベント等の講師、出演者等への報償、謝礼等、団体の構成員以外の者に支払う経費等
旅費・交通費	講師、出演者等（団体の構成員を除く）の交通費等
消耗品費	1 個あたり 3 万円未満の物品、文具、その他消耗品等
印刷費	チラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等
通信費	切手、はがき等郵便料
借上料	会場使用料、バスの借上料、各種機材レンタル料等
委託料	専門知識・技術を要する業務等、事業の一部を外部に委託した費用
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
手数料	振込手数料等
その他	審査委員会が特に必要と認める経費

※次の事業に要する費用については、補助の対象となりません。

- (1) 構成員の人工費等、団体の運営に関する経費
- (2) 飲食代（講師等へのお茶代やスタッフへの飲食代等は全て対象外）
- (3) 備品購入費（1 個あたり 3 万円を超える物品）
- (4) 領収書等のない使途不明な経費
- (5) その他、事業実施に直接必要と認められない経費

6 応募期間

令和7年12月11日（木）～令和8年2月10日（火）

7 応募方法

次の書類を募集期限（令和8年2月10日（火））までに提出してください。

申請書類等の様式については、栄区ホームページからダウンロードすることができるほか、栄区制40周年記念事業実行委員会（申請窓口：栄区役所保険年金課）窓口でも配付しています。

【提出書類】

- ①みんなで祝おう！私たちがつくる40周年記念事業提案書（第1号様式）
- ②事業計画書（第2号様式）
- ③収支予算書（第3号様式）
- ④団体の構成員の名簿
- ⑤その他実行委員会が必要と認める書類

提出は、横浜市電子申請・届出システム、メール、郵送、窓口持参にてお願いします。

<横浜市電子申請・届出システム>

応募フォームから必要書類をアップロードしてください。

手続き名称：私たちがつくる40周年記念事業応募フォーム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/6fce420-e133-454d-8ba6-98f11a69f395/start>



<メールの場合>

sa-hojo40@city.yokohama.lg.jp宛て

※メールの件名は「私たちがつくる40周年記念事業申請書類提出」としてください。

<郵送の場合（令和8年2月10日（火）必着）>

〒247-0005

横浜市栄区桂町303番地の19

栄区制40周年記念事業実行委員会事務局 栄区役所保険年金課 宛て

※封筒に「私たちがつくる40周年記念事業申請書類 在中」とお書きください。

<窓口持参の場合>

栄区役所本館1階16番窓口 保険年金課までご持参ください。

（受付時間：月～金（祝日除く） 9時～17時）

※提出いただいた書類は返却いたしませんので、必ず写しを保管してください。

8 審査方法・選考基準

応募のあった事業については、審査委員会による書類審査で審査します。

必要に応じて、関係者へのヒアリング、追加資料の提出を依頼することがあります。

審査は、次に掲げる基準により行い、審査委員がつけた点数の合計が高い事業から順番に、の予算の範囲内で選定します。

項目	審査の視点
適合性	<ul style="list-style-type: none">事業内容が栄区40周年の趣旨に合致しているか。地域の一体感や記念性を高める要素があるか。区民の参加意欲を喚起する新規の企画であるか。
主体性	<ul style="list-style-type: none">区民や地域団体が主体的に企画・運営しているか。実施体制が明確になっているか。
公益性	<ul style="list-style-type: none">多くの区民が参加・享受できる内容か。地域の活性化や交流促進に寄与するか。
実現性	<ul style="list-style-type: none">事業計画・スケジュールが実現可能であるか。必要な体制・スタッフが確保できているか。
予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none">経費積算が合理的で無駄がないか。補助金が事業実施に有効に活用されるか。

9 交付決定・事業実施・補助金の交付

審査委員会の審査を受け、栄区制40周年記念事業実行委員会で交付、不交付を決定し、申請団体に通知します。

補助金の交付を受ける団体は、事業実施期間（令和8年4月1日（水）～令和8年12月31日（木））内に事業を実施し、事業報告書等を提出します。

事業報告書等の提出後、その内容を確認し、交付決定の内容等に適合すると認めたとき、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付します（原則全額後払い）。

ただし、事業の遂行上特に必要があると認めたときは、審査委員会が定める時期に補助金の全部又は一部を交付するものとします。この場合、事業報告書等の提出後清算を行います。

※事業実施にあたって、事業計画に変更が生じた場合や事業を中止する場合、所定の様式により報告をしてください。

10 事業報告書の提出

事業終了後 30 日以内に、次の書類を提出してください。提出方法、提出先は申請書と同じです。

【提出書類】

- ①事業報告書（第9号様式）
- ②収支決算書（第10号様式）
- ③領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類またはその写し
- ④事業の実施状況がわかる写真データ（3枚程度）
- ⑤その他実行委員会が必要と認める書類

※写真データは、メールか CD または DVD で提出してください。USB は受付できません。

※事業の成果や提出された写真については、使用権が実行委員会及び栄区に発生するものとし、区の業務や記念誌等で使用します。

11 注意事項

（1）交付決定の取消及び補助金の返還請求

補助金の交付条件に違反した場合や虚偽の申請があった場合など不正な行為があつた場合、補助金の交付決定を取り消します。

交付決定の取消は、補助金の交付後においても実施します。その際、補助金の返還を請求します。

12 問合せ先

事業の内容等、ご不明な点がありましたら、次の問合せ先までご連絡ください。

栄区制 40 周年記念事業実行委員会事務局

（申請窓口：栄区役所保険年金課）

TEL : 894-8425 FAX : 895-0115

E-mail : sa-hojo40@city.yokohama.lg.jp